

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五十億二千三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年十二月二十四日付官報の号外第二八三号六十頁に掲載されています。

令和八年七月三十一日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

早島4ロジスティック特定目的会社

取締役 北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十三億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年三月十三日

掲載頁 二一七頁(号外第五十二号)

令和八年七月三十一日

東京都中央区銀座一丁目六番一 号土志田ビルディング三F

DHICRU X Japan 特定目的会社

取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六十四億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和八年七月二日付官報の号外第一四八号九十二頁に掲載されています。

令和八年七月三十一日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

GLP Japan DH4 特定目的会社

取締役 名古屋秀和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百二十九億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年十二月二十四日付官報の号外第二八三号五十九頁に掲載されています。

令和八年七月三十一日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

昭島1ロジスティック特定目的会社

取締役 北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億一千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/

令和八年七月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一 号東京共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス3 特定目的会社

取締役 高山 知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七十四億三千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.tokyospc.co.jp/koukokusmz/

令和八年七月三十一日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社OCJ12

取締役 金谷 正文

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001245/48n/

令和八年七月三十一日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一 二〇

Shijo Real Estate 特定目的会社

取締役 栗国 正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億九千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/144481448.html

令和八年七月三十一日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

ジー・エイ・ワン・レジデンス・ナイン

特定目的会社 取締役 福永 隆明

訂正公告

令和八年七月一日(号外第一四七号)掲載の第十五期決算公告(枠組)中、「(うち監査報告書)」とあるは「(うち監査報告書)」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月三十一日

東京都渋谷区渋谷二丁目一番一 号

SBI FinTech Solutions 株式会社

代表取締役 金子 雄一

訂正公告

令和八年七月二十九日(号外第一七〇号)掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告(枠組)中、「甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした」とあるは、「乙は甲の権利義務全部を承継して存続し甲は解散することにした」との誤りにつき訂正いたします。

なお、この合併に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十一日

広島市佐伯区五日市町大字石内五九八番

地一 (甲) 株式会社木下組

代表取締役 神原 雅弘

地一 (乙) 株式会社木下エネルギーソリューションズ

代表取締役 神原 雅弘

訂正公告

令和八年七月二十四日(号外第一六六号)掲載の吸収分割公告及び決算公告(枠組)中、乙の代表取締役 磯田 一郎とあるは「代表取締役 磯田 一郎」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月三十一日

福岡県朝倉市馬田三六六番地の一

(甲) DGホールディングス株式会社

代表取締役 江藤 秀平

大分県日田市本町七番三五号

(乙) 株式会社大日機材

代表取締役 磯田 一郎

取消公告

令和八年六月八日(号外第一二六号)七十七頁掲載の合併公告及び決算公告(枠組)中、甲及び乙の吸収合併に係る公告のみ、甲及び乙の吸収合併の中止により取消します。

令和八年七月三十一日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目一四番四号

(甲) 株式会社 ros y

代表取締役 尾形 里菜

東京都渋谷区恵比寿西一丁目一四番四号

(乙) 株式会社 SH AFT

代表取締役 尾形 隆一

取消公告

令和八年三月二十三日(号外第六十二号)掲載の旅行业者営業保証金取戻し公告は取消します。

令和八年七月三十一日

熊本県熊本市北区植木町田底六番地

株式会社旅行博士日本

代表取締役 黄 載皓

正誤

ページ段 行 誤 正

令和八年四月八日(号外特第二十二号)公布公正取引委員会規則第一号(公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則)

(原稿誤り)

一八九 改正後欄 [2、4 略] [2、4 略]

一五 改正後欄 [2、4 略] [2、4 略]

「改正前欄」 [2、4 同上] [2、4 同上]

「一四」 [2、4 同上] [2、4 同上]

「一四」 [2、4 同上] [2、4 同上]

「一四」 [2、4 同上] [2、4 同上]

「一四」 [2、4 同上] [2、4 同上]

「一四」 [2、4 同上] [2、4 同上]

「一四」 [2、4 同上] [2、4 同上]

「一四」 [2、4 同上] [2、4 同上]

「一四」 [2、4 同上] [2、4 同上]

「一四」 [2、4 同上] [2、4 同上]

「(地方事務所及び支所の分課) 第三条 [略] 第三条 [同上]